

国民年金

国民年金保険料の
免除・納付猶予制度



国民年金についてのご相談は町住民生活課まで

■「納付免除・若年者納付猶予制度」をご存知ですか？

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。免除・猶予を受けることで年金受給権（高齢・障害基礎年金など）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主各々の前年の所得（過去の年度分については、前々年や前々々年所得など）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額免除または一部免除となります。一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効になり、未納期間となります。
※配偶者については、別居中の配

偶者や生計同一でない配偶者も含まれます。

②若年者納付猶予申請

30歳未満（学生を除く）で、本人・配偶者各々の前年などの所得が一定額以下の場合に、申請により納付が猶予されます。

■申請時の注意点について

●免除などが申請できる期間

過去期間は申請書が受理された月から2年1か月前まで、将来期間は翌年6月（1月～6月）に申請するときは、その年の6月）分まで申請することができます。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて複数の申請書の提出が必要です。

※過去期間は2年1か月前まで申請できますが、申請が遅れると

万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請ください。

●必要書類

年金手帳、印かん
※失業などで免除申請するときは、失業などを確認できる雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など

男女共同参画

■平成26年度上益城郡共同啓発事業の日程が決まりました

平成26年度も引き続き、上益城郡内5町による共同啓発事業が開催されることになりました。

この啓発事業は、上益城地域男女共同参画連絡会議が主催、県上益城地域振興局および郡内5町が共催し、上益城地域における男女共同参画社会について多くの人に周知するとともに、事業に対して積極的な参加を促すことを目的としています。

▼開催日時

10月4日（土）午前9時50分

▼開催場所

嘉島町民会館（嘉島町役場横）

※日時および場所については決定事項ですが、事業内容について

は来月号でお知らせします。
※入場料は無料です。

■甲佐町男女共同参画社会推進懇話会委員を募集

今回の共同啓発事業は嘉島町で開催されますが、次の共同啓発事業は本町で行われる予定です。

町では、男女共同参画社会の推進を目指して、幅広い意見を伺い施策を推進するために、甲佐町男女共同参画社会推進懇話会委員を募集しています。

男女共同参画社会に興味のある人は、ぜひご連絡ください。

▼募集人員

4・5人程度

▼対象者

町内在住者・町内勤務者

▼活動内容

- ・5町共同啓発、研修などの実施に関すること
- ・会議などへの出席
- ・そのほか男女共同参画社会の推進に関する諸活動

▼任期

2年

▼お問い合わせ先

町総務課

096・234・1140
（内線223・241）

男女共同参画社会の
推進を目指して



今年は嘉島町で啓発事業を開催します